

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

◇告示 目次

- 米穀とう精業者の登録
- 国民健康保険規約の変更認可
- 国民健康保険条例制定認可
- 国民健康保険条例の変更認可
- 肥料検査吏員証を交付した者
- 教育職員免許状の授与
- 土地改良区定款変更認可
- 土地改良区役員の変更及び就任
- 肥料の登録
- 土地改良区定款変更認可
- 臨時種畜検査の実施
- 米飯提供者の登録
- 豚コレラ予防注射の実施
- 鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部改正

職員の職の設置に関する規則
鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正
鳥取県立図書館規程の一部改正
鳥取県立科学博物館規程の一部改正

告示

鳥取県告示第五百三十五号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条第一項の規定にもとづき次のとおりとう精業者の登録をした。

昭和三十一年十一月十三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第三二二号
名 称 倉吉東町米穀小売企業組合
工場の所在地 倉吉市住吉町四一ノ一番地

鳥取県告示第五百三十六号

国民健康保険を行う岸本町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定により岸本町国民健康保険規約の変更を昭和三十一年十一月六日認可した。

昭和三十一年十一月十三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百三十七号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定により条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂
国民健康保険 認可 条例 認可年月日
を行う町 認 可 条 例 認 可 年 月 日
気高郡気高町 気高町国民健康保険 昭和三十一年
一部負担金徴収に關 九月二十八日
する条例

八頭郡郡家町

郡家町国民健康保険 十月八日
直営診療所条例
岩美郡岩美町 国民健康保険税不均 十月十一日
一課税に關する条例

鳥取県告示第五百三十八号

国民健康保険を行う岸本町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定により岸本町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料徴収条例の変更を昭和三十一年十月一日認可した。

昭和三十一年十一月十三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第三項の規定により次の者に肥料検査吏員の証を交付した。

昭和三十一年十一月十三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百四十号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂
免許状の種類 高等学校教諭二級普通免許状
(家庭実習)

番号 昭三一高二普第五号
氏名 木村 英美子
本籍地 気高郡青谷町
授与年月日 昭和三十一年十一月一日

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、散岐村山上土地改良区の定款変更について、昭和三十一年十一月七日認可した。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂
退任した役員の氏名および住所
豊田井手土地改良区

理事長 林原 正二 米子市水浜
理事 田中 公男 古豊千
青木与一郎
船越 隆雄 水浜
塚田 財三 一部
松本周一郎 東八幡
塚田 章一

香田 武重 古豊千
 石田 寛義
 勝部 哲郎 西伯郡岸本町大字遠藤
 高橋 満隆 日吉津村大字富吉
 加下 長造

就任した役員の氏名および住所

志津土地改良区

理事長 小林 彰人 倉吉市志津
 理事 中橋 久雄
 進木 亀寿
 山中 菅男
 福井 栄
 尾崎 虎藏
 森下 秀義
 朝倉 巖
 豊田井手土地改良区
 理事長 田中 公男 米子市古豊千
 理事 青木与一郎
 船越 隆雄 水浜

塚田 財三 一部
 松本周一郎 東八幡
 塚田 章一
 香田 武重 古豊千
 石田 寛義
 勝部 哲郎 西伯郡岸本町大字遠藤
 高橋 満隆 日吉津村大字富吉
 加下 長造

上灘土地改良区

理事長 山口 芳治 倉吉市三明寺
 理事 山榊 譲二 下田中
 黒川 繁藏 田内
 牧田 良藏 駄経寺
 山本 政一 円谷
 駒井 潤吉 三明寺
 山榊 正夫 下田中
 中井 稔 円谷
 大津 専治 下田中

鳥羽 吉藏 田内
 石井土地改良区
 理事長 竹内 弘 米子市石井
 副理事長 恩部 寛一
 理事 青木千代徳
 生田 武男
 青木 茂樹
 青木 妙
 青木 正義
 生田 真
 青木 昇

鳥取県告示第五百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の
 規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (%)	生産業者住所氏名
------	-------	-----------	----------

鳥取県第五〇	窒素全量	八頭郡八頭	木下宇太
二四三号	菜種油かす	五〇	
		磷酸全量	村字東四一
		加理全量	
		一〇	

鳥取県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
 第二項の規定により、大灘土地改良区の定款変更につい
 て、昭和三十一年十一月八日認可した。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第五百四十五号

地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

検査場所

倉吉家畜市場

検査日時 十一月十九日 午前十一時

受検査畜の種類 和牛、めん羊、山羊、豚

浦安

二十日午前九時半

午後一時

県種畜場

浜村家畜市場

十二月五日午前九時

船岡

六日午前十時

溝口

八日午前十時

余子

九日午前十時

米子

十日午前十時

鳥取県告示第五百四十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十一年十一月十

三日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七三〇号

氏 名 矢畑 秀子

営業所所在地 米子市西倉吉町一

営業内容 一般食堂

鳥取県告示第五百四十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定にもとづき、昭和三十一年十一月

十三日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七二八号 第七二九号

氏 名 加藤 秋枝 斉藤 トキ

営業所所在地 米子市角盤町 三丁目 米子市明治町 六三

営業内容 一般食堂 一般食堂

鳥取県告示第五百四十八号
次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病
予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定
により豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ず
る。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚ただし生後四十日、分娩一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域 実施場所

十一月二十一日 東伯郡由良町 同上

二十二日 同 同

二十六日 東伯町 同

十二月一日	倉吉市	大栄町
二十九日	倉吉市	大栄町
三十日	倉吉市	大栄町
十一月二十七日	東伯郡赤碓町	大栄町
三日	東伯郡赤碓町	大栄町
四日	北条町	大栄町
四日	中山村	大栄町
五日	羽合町	大栄町
五日	東伯町	大栄町
六日	倉吉市	大栄町
六日	東伯郡東伯町	大栄町
七日	倉吉市	大栄町
七日	東伯郡北条町	大栄町
七日	東伯町	大栄町

八日	泊村
"	"
"	東郷町
"	"

教育委員会規則

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十七号

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則（昭和二十三年十一月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号から第十二号までを削り、次の三号を加える。

一 事務局職員（課長及び給与事務所長を除く。）及

び学校以外の教育機関の職員（教育機関の長を除く。）の任免その他の進退に関すること。

二 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退に関すること。

三 文化財専門委員に諮問すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十八号

職員の職の設置に関する規則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第六条の規定に基き、法令に特別の定があるものを除き、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の

職員（臨時および非常勤の職員を除く。）の職の設置について定めることを目的とする。

（職員の職）

第二条 事務局に置く職員の職は、次のとおりとする。

（吏員相当職員の職）

- 次 長
- 課 長
- 所 長
- 主 査
- 課長補佐
- 係 長
- 主 事
- 技 師
- 医 師

（その他の職員の職）

- 主 事 補
- 技 師 補

2 前項の規定にかかわらず、その他の職員のうち地方

公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七條に規定する単純な勞務に雇用される職員の職は、次のとおりとする。

小 使

運 転 手

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月一日から適用する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十九号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を

改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正す

る。
第七条の二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月一日から適用する。

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第二十号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（職員の仕事）

第六条 図書館に置く職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の仕事は、次のとおりとする。

（吏員相当職員の職）

- 館 長
- 係 長
- 分館長
- 司 書
- 主 事
- 技 師

（その他の職員の職）

- 司 書 補
- 主 事 補
- 技 師 補

2 前項の規定にかかわらず、その他の職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の職は、次のとおりとする。

- 小 使
- 運 転 手

第七条第七号中「囑託」および「雇」を削り、同条第

八号中「給仕及び」を削り、「小使」の下に「及び運転手」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月一日から適用する。

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第二十一号

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則

鳥取県立科学博物館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（職員の仕事）

第五条 博物館に置く職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の仕事は、次のとおりとする。

（吏員相当職員の職）

- 館 長
- 係 長
- 学 芸 員
- 主 事
- 技 師

（その他の職員の職）

- 学 芸 員 補
- 主 事 補
- 技 師 補

2 前項の規定にかかわらず、その他の職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の職は、次のとおりとする。

- 小 使
- 運 転 手

第六条第六号中「囑託」および「雇」を削り、同条第七号中「給仕」を削り、「小使」の下に「及び運転

手」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所